

契 約 予 定 情 報

下記のとおり、令和7年度単価契約の見積を募集します。

記

1 見積に付する物件

(1) 名 称

- ・ガソリン
- ・軽油
- ・研究用ガス購入及び容器借料
- ・コピー用紙購入
- ・荷物運搬業務
- ・一般廃棄物収集運搬処理業務
- ・レンタカー
- ・LP ガス

(2) 仕様等 別途項目毎に仕様書を作成

(3) 契約期間 別途仕様書にて指定

(4) 見積書記載方法

見積金額は、仕様書に示された項目毎に単価を記載すること。

また、消費税及び地方消費税（税率10％）の額に相当する額を加算し、消費税及び地方消費税（税率10％）の額を含んでいることを明示すること。

なお、見積書には見積内容が明確に分かるように内訳を記載すること。

2 見積提出業者に必要な資格

(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造・物品の販売・役務の提供等、物品の買受けについては令和4・5・6年度国立研究開発法人森林研究・整備機構競争参加資格又は全省庁統一資格【物品の販売】、【役務の提供等】のA・B・C・Dのいずれかの等級に格付けされていること。

(3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所又は競争参加資格付与機関から「役務の提供等」にかかる契約指名停止を受けている期間中ではないこと。

(4) 見積書を提出する業務について、業務の提供が十分に可能なこと。

3 仕様書の配付場所

〒062-8516 札幌市豊平区羊ヶ丘7番地

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林総合研究所北海道支所 総務課用度係

電話：011-590-5518

※ 仕様書は当所ホームページでも閲覧できます。

アドレス：<https://www.ffpri.affrc.go.jp/hkd/>

4 見積書の提出場所及び受領期限等

提出書類・・・見積書、競争参加資格（全省庁統一資格の通知書写し） 各 1 部

(1) 提出場所 仕様書の配付場所と同じ

(2) 見積書等の提出期限

ガソリン・軽油以外 令和 7 年 3 月 1 4 日（金） 1 7 時まで

ガソリン・軽油 令和 7 年 3 月 2 1 日（金） 1 7 時まで

(3) 受領期限（郵送及び F A X の場合）

ガソリン・軽油以外 令和 7 年 3 月 1 4 日（金） 1 7 時まで

ガソリン・軽油 令和 7 年 3 月 2 1 日（金） 1 7 時まで

(4) 開札の日時

見積書受領期限経過の後、見積書を開札します。

開札後、契約事務処理のためお時間をいただきますことをご了承
ください。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約保証金

免除

7 提出者に求められる義務

提出者は、提出した書類について説明を求められた場合は速やかに説明を行わなければならない。書類に関し、説明の義務を履行しない者は当該競争に参加させることができない。

8 見積の無効

見積書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

(1) 本競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した見積書。

(2) 見積金額、請負に付される件名、見積提出者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）の無い見積書。

(3) 請負に付される件名に重大な誤りのある見積書。

(4) 見積内容の記載が不明確な見積書。

(5) 見積内容の記載を訂正した見積書。

(6) 見積提出者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）の判然としない見積書。

(7) 受領期限までに到達しなかった見積書。

(8) その他条件に違反した見積書。

9 契約書作成の可否

要

1 0 落札者の決定方法

項目毎の仕様書に示した仕様を満たし、かつ最低価格をもって有効な見積書を提出した者とする。

1 1 落札者への連絡

落札したものに開札日以降連絡を行うが、落札者以外に対しては連絡をしないものとする。

ただし、その見積提出者が希望する場合はその限りではない。

1 2 その他必要な事項

(1) 本件契約に関しての照会先

(照 会 先) 森林総合研究所北海道支所 総務課用度係

(電話番号) 0 1 1 - 5 9 0 - 5 5 1 8

(F A X) 0 1 1 - 8 5 1 - 4 1 6 7

(アドレス) yodo-ffpri-hkd@gp.affrc.go.jp

(2) その他

ア. 見積提出者は、本書、項目毎の仕様書を熟覧の上見積書を提出しなければならない。また当該仕様書等に疑義がある場合は、上記照会先に説明を求めることができる。ただし、見積書提出後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

イ. 見積書を提出する場合には、封書で物件名並びに氏名を表記し直接又は郵便により提出しなければならない。なお、封筒に氏名が印刷されているなど明確な場合はその限りではない。

郵便の場合は「見積書在中」と朱書きすること。

ウ. 見積提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

エ. 支所長は、見積提出者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で公正な競争ができない状態にあると認めたときは、当該競争を延期し、又はこれを取り止めることができる。

オ. 開札は非公開で行うがその結果については、落札者と落札価格を見積提出者に対し公表することができる。

カ. 落札なるべき同価の見積書を提出した者が2人以上であるときは速やかに当所が指定する期日にくじ引きを行い落札者を決定する。

キ. 見積提出者又は契約の相手方が本件契約に関して要した費用については、すべて当該見積提出者又は契約の相手方が負担するものとする。

ク. 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、当機構と一定の関係を有する法人等と契約をする場合には、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意されたものとみなす。